

いじめ等対応支援チームおよびいじめ等対応支援特別チームの位置付けについて

1 変更前

【いじめ等対応支援チーム】 ※毎年度常設

- ・いじめをはじめとする学校問題について、学校と教育委員会が情報を共有するとともに、未然防止と早期解決に向けた実効性のある取組の充実を図る。
- ・構成は教育委員会、学識経験者、校長、園長、教員、臨床心理に識見を有する者、小中学校 P T A 連合会が推薦する者



【いじめ等対応支援特別チーム】 ※重大事態等が発生した場合に設置

- ・事実関係の調査を目的として、いじめ等対応支援チームのもとに設置する。組織の具体は、以下の A～C となる。

A 事故対応支援チーム

目 的：事故発生後、調査、調査結果の公表、保護者の意思確認等を行う。

構成員：学校の教職員、指導主事、その他必要な区役所職員

B 心理ケアチーム

目 的：保護者等への対応、児童生徒等の心理的ケアを図る。

構成員：スクールソーシャルワーカー、臨床心理士等

C 学校事故詳細調査委員会

目 的：原因究明の調査、再発防止策の検討、報告書の作成を行う。

構成員：学識経験者、弁護士、医師等の専門的知見と経験を有する者

2 変更後

毎年度常設

【いじめ等対応支援チーム】

- ・いじめをはじめとする学校問題について、学校と教育委員会が情報を共有するとともに、未然防止と早期解決に向けた実効性のある取組の充実を図る。

- ・構成は、教育長、教育委員会事務局課長、学識経験者、校長、園長、教員、臨床心理に識見を有する者、小中学校 P T A 連合協議会が推薦する者

臨時に設置

【いじめ等対応支援特別チーム】

- A 事故対応支援チーム
 - B 心理ケアチーム
 - C 学校事故詳細調査委員会
- ※目的および構成員については、現行と同様
- ※AおよびBは、重大事態等が発生した場合に設置
- ※Cは、重大事態が発生し、かつ、第三者による調査が必要な場合に設置

3 変更の意図

これまでも臨時設置のいじめ等対応特別支援チームは、常設のいじめ等対応支援チームの下部組織という位置付けではなかったが、「いじめ等対応支援チームのもとに設置する。」の文言により、下部組織であるという捉えになってしまっていた。その改善を図るため、今回の改訂により「いじめ等対応支援チームのもとに設置する。」という文言を削除するとともに、「いじめ等対応特別支援チームの役割の明確化」を図った。